同項第三号とし、同項第五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「前各号」を「前三号」に、「三兆八千三百六十一億七百五十万円」を「三兆六千四十五億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二千四百二十八億円」を「千七百四十六億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「三千六百三十六億八千七百四十万円」を「二千九百七十七億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十五年度から平成三十九年度まで」を「平成二十六年度から平成四十年度まで」に、「平成二十五年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十九年度までの各年度にあつては第一項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年度	二十六億円

附則第四条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「二千九百九十六億六千二百二十万円」を「千九百九十七億七千四百八十万円」に、「三千九百五十八億六百六十九万八千円」を「千九百七十九億六百六十九万八千円」に改め、「平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十五年度から平成四十二年度まで」を「平成二十六年度から平成四十二年度まで」に、「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「第三項」を「第二項」に改め、「平成三十年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項及び第六条の二第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、「平成二十四年度にあつては」を削り、「及び第二号に掲げる額の合算額」を「に掲げる額」に、「第一号及び第三号に掲げる額の合算額」を「第二号に掲げる額」に改め、「とし、平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「三兆二千七百八十五億円」を「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」に改め、「から前号に掲げる額を控除した額」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「一兆八千八百三十二億円」を「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項を同条第二項とし、同条第四項中「からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額」を削り、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四　地方団体が平成二十五年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則第七条の三の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一号イ中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）」を「震災特例法改正法及び」を「震災特例法改正法」に、「租税特別措置法等改正法」を「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号リ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十四年地方税法等改正法」を「平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特